

石川県立学校における教職員の多忙化改善実施計画（素案）について

1. 策定の経緯

本年6月に成立した改正給特法により、令和8年4月以降、各教育委員会は、サービスを監督する教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置の実施に関する計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）を策定することが義務付けられた。

こうしたことから、本県の実実施計画として、「石川県立学校における教職員の多忙化改善実施計画」を令和8年3月までに策定することとしている。

2 策定スケジュール

現 在：業務量管理・健康確保措置実施計画の素案として、
「石川県立学校における教職員の多忙化改善実施計画（素案）」を作成

令和8年3月：「石川県立学校における教職員の多忙化改善実施計画（案）」を
教育委員会会議に附議予定

<参考：改正給特法第7条、第8条の概要>

（業務量管理・健康確保措置に関する指針の策定等）

第七条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置（次条において「業務量管理・健康確保措置」という。）に関する指針（次項及び同条第一項において単に「指針」という。）を定めるものとする。

2 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等）

第八条 教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会がサービスを監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画（以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。）を定めるものとする。

2 業務量管理・健康確保措置実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標
- 二 業務量管理・健康確保措置の内容
- 三 その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項

3 教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、総合教育会議（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第一条の四第一項の総合教育会議をいう。次項において同じ。）に報告するものとする。

4 教育委員会は、毎年度、文部科学省令で定めるところにより、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告するものとする。

5 都道府県の教育委員会は、市町の教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。